（参考）輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置等（１）

（令和７年度予算概算決定時点）

以下に掲載される各種事業では、輸出事業計画の認定等により、審査に当たってのポイント加算等の優先採択等の優遇措置を受けることができます。

ハード事業

1　強い農業づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ)(優先採択)
産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援。

2　農業農村整備事業（優先採択）
競争力強化のための農地の大区画化や水田の汎用化・畑地化等を推進。

3　農業農村整備関係事業（農地耕作条件改善事業）（優先採択）
地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換等に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせて支援。

4　農業農村整備関係事業（畑作等促進整備事業）　（優先採択）
畑作物・園芸作物を作付けする地域において、畑地かんがい施設の整備や農地の排水改良等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援。

5　林業・木材産業循環成長対策（優先採択）
川上と連携して木材の安定的・持続可能な供給体制の構築等に取り組む木材加工流通施設及び特用林産振興施設の整備を支援。

ソフト事業

1　サプライチェーン連結強化プロジェクト（優先採択）
国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、生産から現地販売までの一気通貫した新たなサプライチェーンの構築に向けた取組を支援。

2　グローバル産地づくり推進事業のうち
(1) 大規模輸出産地モデル形成等支援事業(優先採択)
地域の関係者が一体となって輸出推進体制を組織化するとともに、海外の規制・ニーズに対応するための生産・流通体系の転換に取り組む大規模輸出産地を形成するモデル的な取組等を支援。
(2)　規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業(優先採択)
食品事業者等に対するセミナー・商談会の開催、輸出に必要な食品安全マネジメントの活用をサポートする人材育成の取組を支援。

3　輸出環境整備推進事業のうち
(1)　農畜水産モニタリング検査支援事業（優先採択）
輸出先国・地域が求める、農畜水産物の動物用医薬品等の残留物質モニタリング検査、乳牛農場におけるブルセラ症・結核検査、二枚貝の生産海域モニタリング検査等について、民間団体等が実施するこれらの検査に要する経費を定額で支援。
(2)　輸出先国規制対応支援事業（優先採択）
輸出額目標の達成に向け、輸出の障壁となっている施設認定や国際的認証の取得等、輸出先国から求められる規制への対応等に係る事業者の取組を支援。

4　植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業（優先採択）
品種登録（育成者権の取得）や国内外の侵害対策等に係る経費を支援。

5　農業知的財産保護・活用総合支援事業（優先支援）
現場関係者の知財意識の底上げに向けた研修等の実施、農業知財専門人材の拡大に向けた人材育成、海外におけるGI不正使用事案等の模倣品の調査等を支援。

6　育成者権管理機関支援事業（優先支援）
育成者権者に代わって、海外への品種登録、侵害の監視や訴訟対応、海外ライセンス等の育成者権管理機関の取組を支援。

7　地理的表示活用推進支援事業（優先採択）
海外での日本ブランド保護のため、当該産品の名称の商標出願やGI申請・登録費用及び侵害対策費用を支援。

8　米穀周年供給・需要拡大支援事業のうち業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援のうち、新市場開拓用米の販売拡大の取組(優先採択)
ＧＦＰに登録している戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地等が連携して、海外の業務用需要等の新たな市場開拓のための取組の推進。

9　みどりの食料システム戦略推進交付金のうち
(1) グリーンな栽培体系加速化事業（優先採択）
グリーンな栽培体系への転換に向けた、①検証・普及を加速化するべき環境にやさしい栽培技術の検証、②技術の速やかな普及に向け複数の産地で実施する検証を支援。
(2) 有機農業拠点創出・拡大加速化事業（優先採択）
地域ぐるみで生産から消費まで一貫して有機農業を推進する有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）の創出に向けた取組を支援。

10　持続的生産強化対策事業のうち
(1) 果樹農業生産力増強総合対策（優先採択）
省力的な樹園地への改植・新植等の取組を支援するほか、生産性を飛躍的に向上させるための産地構造の転換に向けた実証等の取組を支援。
(2) 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（優先採択）
茶、薬用作物、甘味資源作物等の地域特産作物について、地域の実情に応じた生産体制の強化、国内外の需要創出、実需者と連携した産地形成など生産から消費までの取組を総合的に支援。
(3)ジャパンフラワー強化プロジェクト推進（優先採択）
花き流通の効率化、産地の課題解決に必要な技術導入、需要のある品目への転換や導入、新たな需要開拓、利用拡大に向けたPR活動等を支援。

11　みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業のうち
(1) 日本と木材輸出相手国の樹木を外来病害虫から護る複合リスク緩和手法の開発
(2) ブリ輸出拡大の実現に向けて、魚類血合筋の褐変を防止する革新的冷凍技術の開発
(3) ホタテガイ等の麻痺性貝毒検査における機器分析導入に向けた標準物質製造技術の開発
（いずれも優先採択）

12　新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業のうちフードテックビジネス実証事業(優先採択)
民間団体等が行う社会課題の解決につながるフードテックを活用したビジネスモデルの実証、及びフードテックに取り組む事業者の横展開を図るための情報発信等の取組を支援。

13　農家負担金軽減支援対策事業(対象地区の拡大)
担い手への農地集積が図られる地区等において、土地改良事業等の農家負担金の償還利子相当額を助成する。

14　中山間地農業ルネッサンス推進事業(優先採択)
地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等の支援のほか、収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援。

15　オープンイノベーション研究・実用化推進事業(優先採択)
国の重要政策の推進や現場課題の解決に資する研究成果を創出し、社会実装を加速するため、産学官が連携して取り組む基礎研究や実用化研究を支援。

※　事業によって輸出事業計画の提出時期等が異なりますので、具体的な申請手続きについては、各事業の担当にお問い合わせください

（参考）輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置等（２）

（令和６年度補正予算）

以下に掲載する各種事業では、輸出事業計画の認定等により、審査に当たってのポイント加算等の優先採択等の優遇措置を受けることができます。

ソフト事業/ハード事業

１　産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策（優先採択）

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等を総合的に支援。

ソフト事業

１　グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策のうち

(1)GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト（優先採択）

海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル構築を集中的に支援。

(2)加工食品クラスター輸出緊急対策事業（優先採択）

加工食品の輸出拡大に向けて、地域の食品製造事業者等が連携して海外市場を開拓する取組や、現地ニーズに対応した取組等を支援。

(3)有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業（優先採択）

農産物等輸出の拡大に向けて、農業者等が行う有機JAS認証、GAP等認証の取得、輸出向け商談等を支援。

(4)水産エコラベル認証取得支援事業（優先採択）

資源管理や環境配慮への取組を証明する水産エコラベル認証の取得を促進する取組を支援。

２　サプライチェーン連結強化緊急対策（優先採択）

輸出拡大が見込まれる品目を主とした取組を対象に、非日系市場等への輸出に向け、国内生産者と現地系販売事業者等をつなぐ一気通貫した商流づくりを推進する取組を支援。

３　輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立緊急対策のうち

水産物輸出加速化連携推進事業（優先採択）

生産・加工・流通・販売にわたる関係者の連携体制の構築・強化、付加価値向上・省力化等のための機材・機器、情報共有システム整備等、商品開発や販売ルート開拓に対して支援。

４　輸出環境整備緊急対策事業のうち

(1)輸出先の規制に対応した農畜水産物のモニタリング検査支援緊急事業(優先採択)

輸出先国が求める農畜水産物の農薬、動物用医薬品等の残留物質モニタリング等の検査に係る経費を支援。

(2)国際的に通用する認証等取得緊急支援事業(優先採択)

輸出先国の消費者や取引先等から求められる国際的に通用する認証等の新規取得の取組に対して支援。

(3)コメ・コメ加工品規制対応緊急対策事業（優先採択）

①精米輸出に必要なくん蒸や残留農薬・重金属検査等、コメ・コメ加工品の輸出に際して必要となる規制対応のための取組等の推進②海外実需者が求める、輸出先国が求める規制より厳しい要件に対応するための取組の推進等を支援。

(4)植物品種等海外流出防止緊急対策事業（優先採択）

海外における知的財産の取得や侵害への対策に必要となる費用を支援。

(5)模倣品等対策事業（優先支援）

我が国の農林水産物・食品の海外における模倣品の調査、侵害事例に応じた対策に係る助言を行う。

５　新市場開拓プロジェクト事業のうちコメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業(優先採択)

①　戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地（産地）等が連携して取り組む海外需要開拓及びプロモーションの推進、②海外需要に応える環境整備のための実証を支援。

６　みどりの食料システム戦略緊急交付金のうち

(1)グリーンな栽培体系加速化事業（優先採択）

グリーンな栽培体系への転換に向けた、①検証・普及を加速化するべき環境にやさしい栽培技術の検証、②技術の速やかな普及に向け複数の産地で実施する検証を支援。

(2)有機農業拠点創出・拡大加速化事業（優先採択）

地域ぐるみで生産から消費まで一貫して有機農業を推進する有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）の創出に向けた取組を支援。

７　林業・木材産業国際競争力強化総合対策

(1)うち木材製品等の輸出支援対策のうち輸出先国のニーズに合わせた木材製品の開発支援事業（優先採択）

輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証等を支援。

(2)うち木材製品等の輸出支援対策のうち特用林産物の需要拡大支援事業（優先採択）

特用林産物の輸出の課題解決に向け、輸出時の輸送手段や輸送中の取扱い、品質管理等の検証を支援。

８　担い手確保・経営強化支援事業（優先採択）

国内外の様々な経営環境の変化に対応し得る農業経営への転換を図ろうとする地域の中核となる担い手に対し、必要な農業用機械・施設の導入を支援するとともに、地域計画の早期実現に向け、担い手が農地引受力の向上等に取り組む場合の支援を充実。

※　事業によって輸出事業計画の提出時期等が異なりますので、
具体的な申請手続きについては、各事業の担当にお問い合わせください。

（参考）輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置等（３）

以下に掲載される各種事業においては、事業を活用するに当たって輸出事業計画の策定等が必要となります。
※事業によって要件や輸出事業計画の提出時期等が異なりますので、具体的な申請手続きについては、各事業の担当にお問い合わせください。

輸出事業計画の策定等が必要となる関連事業

【令和７年度予算】
・グローバル産地づくり推進事業のうち
　① 農林水産物・食品輸出関連金融支援事業
　② 大規模輸出産地モデル形成等支援事業
・食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業
・食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業のうち食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業

【令和６年度補正予算】
・グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策のうち
　① GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト
　② 加工食品クラスター輸出緊急対策事業
　③ 青果物輸出産地体制強化加速化事業
　④ 輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業
・農産物等輸出拡大施設整備事業
・畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業
・食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業
・水産物輸出促進緊急基盤整備事業

（参考）輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置等（４）

農林水産物・食品輸出基盤強化資金（日本政策金融公庫法の特例）

○ 輸出にチャレンジする事業者を資金面から強力に後押しするため、制度資金を創設。
○ ポイントは、
① 輸出促進を目的に、**多用途にわたって有利に融資を受けられる独立の資金**。
② **非食品の品目もカバー**し、**長期運転資金**や**海外子会社への転貸も可能**にするなど**多様なニーズに対応**。
③ **償還期限は25年以内**のため**大規模投資に対応**。

資金の概要

1 貸付対象者 認定輸出事業者（農林水産事業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者等）

2 貸付限度額 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額（民間金融機関との協調融資を想定）

3 資金使途 改正輸出促進法に基づく認定輸出事業計画に従って実施する事業であって次に掲げるもの

① 農林水産物・食品の輸出事業に必要な製造施設、流通施設、設備の整備・改修費用
例：EU向け水産物の輸出に必要なHACCP等に対応した加工施設の整備費用、ハラールに対応した食肉処理施設の整備費用、添加物等のコンタミネーションを防止するための製造ラインの増設費用

② 長期運転資金
例：商品の試作品の製造費用、市場調査やニーズ調査に係る費用、サンプル輸出や商談会への参加に係る費用、プロモーション活動費、製造ライン本格稼働までに必要な増加経費（原材料費、人件費など）

③ 海外子会社等への出資・転貸に必要な資金
（転貸に必要な資金の使途は①・②。）

4 償還期限
25年以内（うち据置期間３年以内）
（中小企業者は、10年超25年以内）

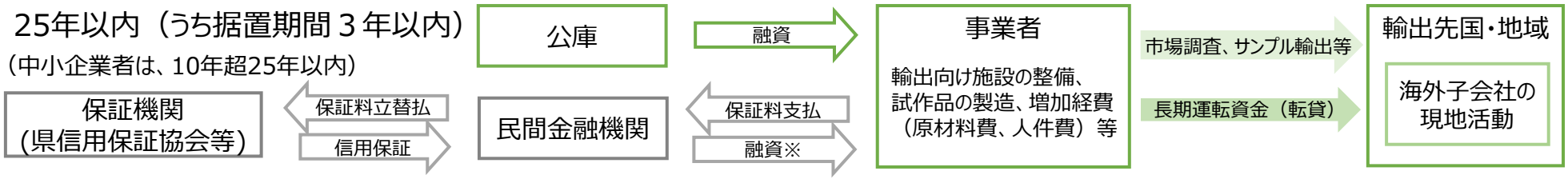

※民間金融機関から保証付き借入れをする場合、農林水産省の予算事業により、支払った保証料のうち、借入当初から５年間、保証料の1/2相当額の支援が受けられます。

（参考）輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置等（４）

農林水産物・食品輸出基盤強化資金の借入手続きについて

○ 公庫から農林水産物・食品輸出基盤強化資金を借り入れるためには、輸出事業計画を作成し、農林水産省から認定を受ける必要があります。
○ 公庫・民間金融機関への借入れの相談と平行して、地方農政局等に対し輸出事業計画の申請に向けた相談を開始してください。
○ 融資の決定に当たっては公庫による金融審査があります。

フロー図

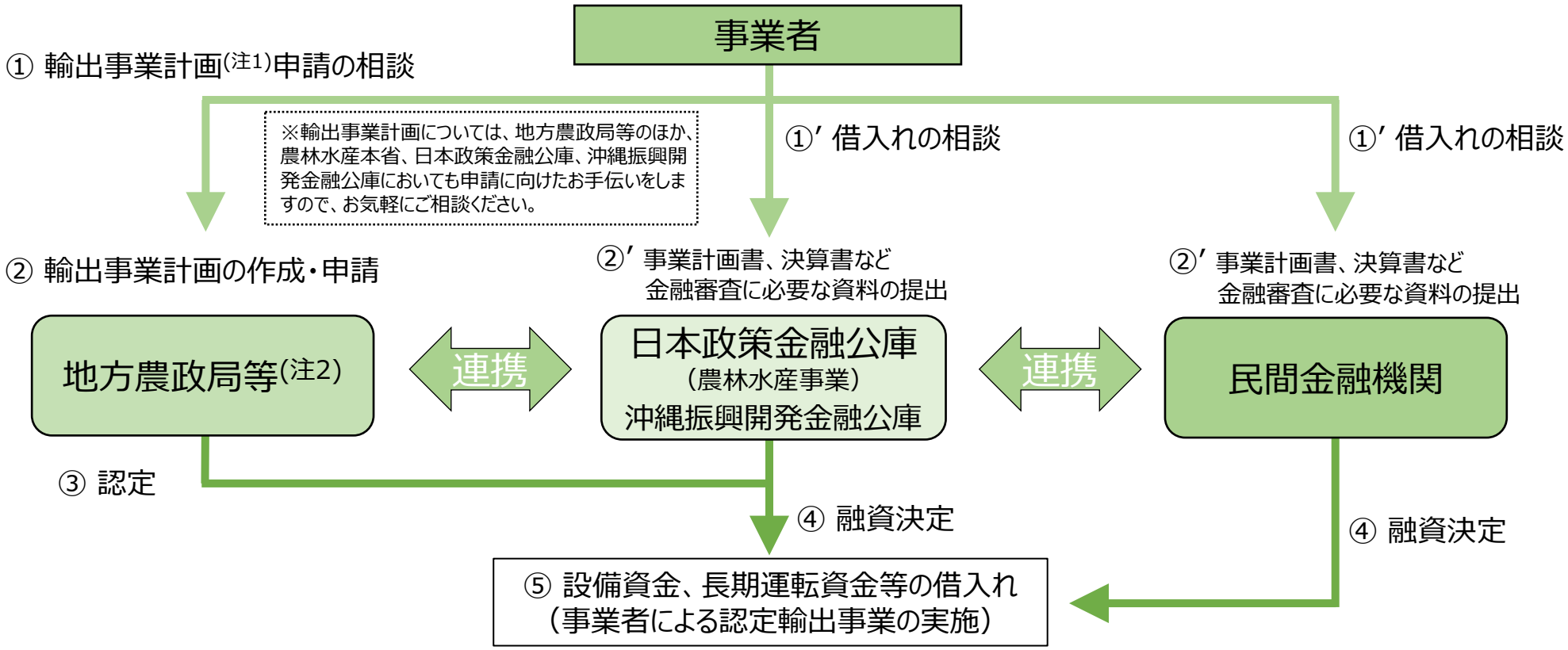

（注1）輸出事業計画とは、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく計画で、輸出に関して今後取り組む内容として、「目標」「対象となる農林水産物又は食品及びその輸出先国」「内容及び実施期間」「実施に必要な資金の額及びその調達方法」等について記載するものです。
（注2）輸出事業計画は、最寄りの地方農政局輸出促進課（北海道は北海道農政事務所事業支援課、沖縄県は沖縄総合事務局食料産業課）に提出してください。

（参考）輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置等（５）

農林水産物・食品の輸出拡大に向けた税制上の措置

農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、5年間の割増償却措置を講じ、設備投資後のキャッシュフローを改善することで、事業者の輸出拡大のための活動を後押しします。

＜税制特例の概要＞

１．特例の概要

令和６年４月１日から令和８年３月31日までの間に、認定輸出事業者が輸出事業計画に従って機械装置、建物等を取得等した場合、当該資産について、

① **機械装置は30%**
② **建物及びその附属設備並びに構築物は35%**

の**割増償却を５年間**行うことができる。

２．特例の要件

① 導入した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上であること

年度	1年目	２年目	３年目	４年目	５年目	６年目
割合	15％	20％	25％	30％	40％	50％

② 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業の対象でないこと
③ 農林水産物又は食品の輸出の促進を目的とした国の補助金、給付金、又は交付金を受けた資産ではないこと
④ 開発研究用資産ではないこと

３．事務手続きの流れ

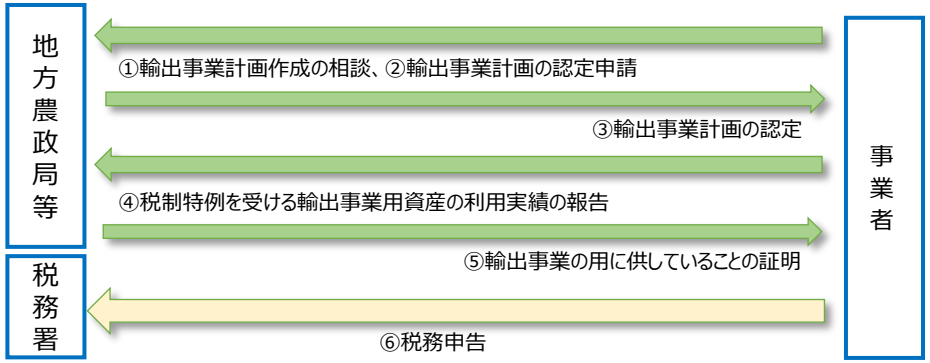

＜事業イメージ＞

対象となり得る施設整備の例

例1　水産加工施設

・冷凍ホタテ貝柱の輸出に手応えがあるが、計量・包装工程を手作業で行っており、生産能力が低いことが課題。
・計量・包装ラインを整備し、生産能力を強化。

例2　木材加工施設

・米国で流通する木材の規格に合わせて木材を加工するため、対応できる製造ラインを整備。

割増償却の効果

○ 2億円の製造用設備（耐用年数10年）を導入した場合、設備導入後５年間において、2,000万円/年の普通償却額に加え、600万円/年※1の割増償却が可能となり、約139万円/年※2の法人税が軽減。
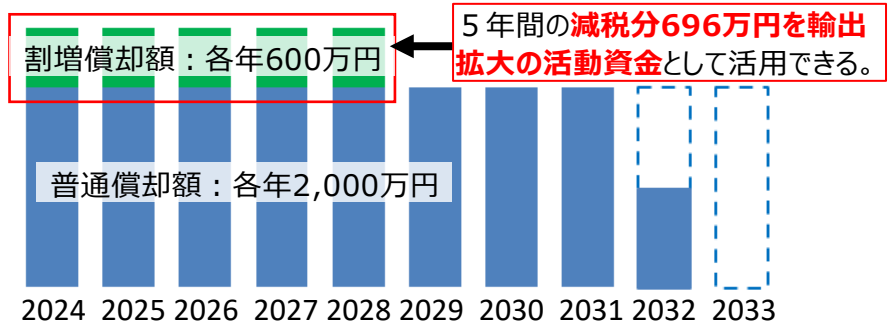
※1 普通償却額（2,000万円）×割増償却率（30%）＝600万円
※2 割増償却額（600万円）×法人税率（23.2%）≒139万円